

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 理事会運営規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）理事会において、審議及び決議方法等について定めることを目的とする。

(決議事項)

第2条 理事会の決議事項は、定款第28条に基づくものの他に次のとおりとする。

- (1) 総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 賛助会員の入会承認に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

(審議及び決議)

第3条 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は決議の際の理事の数に算入しない。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面等により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事以外の出席)

第4条 監事は、理事会に出席し必要があると認める時は意見を述べなければならない。

2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外のものを理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。